

東海市議会議員政治倫理委員会

調査報告書

【調査期間：平成30年10月24日から12月14日まで】

目次

第1	政治倫理委員会設置の経緯	1
1	東海市議会議員政治倫理委員会の設置の請求.....	1
2	委員会の設置.....	1
第2	委員会開催日及び議事の概要.....	1
1	第1回政治倫理委員会.....	1
2	第2回政治倫理委員会.....	2
3	第3回政治倫理委員会.....	5
4	第4回政治倫理委員会.....	6
5	第5回政治倫理委員会.....	7
第3	おわりに	10
	(参考資料)	13~14

第1 政治倫理委員会設置の経緯

1 東海市議会議員政治倫理委員会の設置の請求

平成30年10月11日付けで田中雅章議員、川崎一議員、石丸喜久雄議員、蟹江孝信議員及び富田博巳議員の5名の議員から村瀬進治議員に対して、市民との間で発生したトラブル（暴言等）に関する調査、市の実施した新駅に関する説明会における妨害行為に関する調査、政治倫理委員会における誓約書の内容に違反していることに関する調査の3項目を調査するための東海市議会議員政治倫理委員会（以下、「委員会」という。）の設置の請求があった。

設置請求文については、13ページ参照のこと。

2 委員会の設置

設置請求を受け、平成30年10月12日付けで東海市議会議員政治倫理要綱（以下、「要綱」という。）第6条の規定に基づき、村瀬進治議員の上記各項目を調査対象事件とする委員会を議長が設置し、また、要綱第7条第1号の規定に基づき委員の指名を行った。

なお、指名された委員及び委員の任期は次のとおりである。

(1) 指名された委員（議長の指名順に記載）

田中雅章議員、蟹江孝信議員、北川明夫議員、富田博巳議員、早川康司議員、川崎一議員、工藤政明議員、井上純一議員、近藤美保子議員

(2) 委員の任期

審査の結果を報告したときまで

第2 委員会開催日及び議事の概要

1 第1回政治倫理委員会

(1) 開催日

平成30年10月24日（水）

(2) 議事の概要

ア 正副委員長の互選

- 互選の結果、委員長に川崎一議員、副委員長に蟹江孝信議員が選出された。

イ 調査対象事件について

- ・ 設置請求文により、調査対象事件を確認した。
- ウ 対象議員からの弁明及び意見聴取について
- ・ 要綱第8条第4号及び第5号の規定に基づき、第2回委員会において、調査対象議員である村瀬進治議員の出席を求め、口頭による弁明を委員会の場で求め、意見聴取を行うことを決定した。
- エ 市民からの苦情に関する事実確認について
- ・ 議長及び副議長が行った事実確認について、録音された音声により確認した。

2 第2回政治倫理委員会

(1) 開催日

平成30年11月8日（木）

(2) 議事の概要

ア 村瀬進治議員による弁明等

(ア) 弁明の概要

a 市民との間で発生したトラブル（暴言等）に関する調査

- ・ 相手方の言い分が一方向的に通っており、事実無根のことが多いと感じる。
- ・ 政治倫理委員会の設置自体が適切ではない。
- ・ 相手方がマスコミに訴えるといっていると聞いているが、それは政治活動の妨害である。
- ・ 相手方が苦情を申し立てたときに、正副議長が挨拶をするのは当たり前だとして対応してもらいたかった。
- ・ 市民はこのような時間の無駄を望んでおらず、議員には市民のためにすべき有意義な仕事をしてもらいたいと望んでいるはずである。

b 市の実施した新駅に関する説明会における妨害行為に関する調査

- ・ 平成25年中ノ池において3回の説明会が開催されたが、何も決まっていないの一点張りであった。
- ・ 市が謝罪することは当然である。
- ・ 説明会資料が1枚のみであることは、中ノ池の住民に対する不当行

為である。

- ・ 以前、市職員から中ノ池に駅ができると聞いたことがある。
 - ・ 当時の議員から中ノ池に駅ができるので土地を買った方がよいとのアドバイスを受けて、土地を購入した方がいる。
 - ・ 以前、市職員から中ノ池側に駅を作ると、水平にするために橋梁が上げられ、かまぼこ状態になっていいのかと半ば脅迫され、支援者が逃げてしまうので主張を引いたと記憶している。
 - ・ 市職員は最初に言ったことと全く違うことを行い、市民をだますようなことしか考えていない職員がほとんどだと分かってきた。
 - ・ 市民病院の南側の道路は、市友会の議員から「計算ミスだ」と聞いたものである。
 - ・ 以前、新駅に関する500名以上のアンケートにより、中ノ池に新駅を作るということになったが、名古屋鉄道株式会社のトップの耳に入っていなかったため、頓挫したものである。
 - ・ 建設費150億円については、付帯工事も含めて述べたもので、129億円でしっかりと駅ができますということは絶対におかしいと考え、発言したものである。
- c 政治倫理委員会における誓約書の内容に違反していることに関する調査
- ・ 政治倫理委員会にかけられるようなことはしていない。

(イ) 意見聴取の概要

- a 市民との間で発生したトラブル（暴言等）に関する調査
- ・ 8月22日の2週間前の同じ時間にこの方が歩いていた。その時にも3回挨拶したが、一度も挨拶されなかった。恐怖心を煽るようなことは一切していない。当たり前のことをしただけである。反省していない。
 - ・ 3回の挨拶のうち3回目の挨拶は顔を近づけて、露骨に挨拶を迫っている。それでも挨拶を返しておらず、明らかに嫌がっていると言えるが、それでも強要とは思わない。挨拶は常識の問題である。

- ・ 相手方に対し不審者と言ったが、当たり前のことである。
 - ・ 村瀬議員から先に不審者との発言を行った後、相手方から「議員が挨拶を強要するのか」との発言があった。
 - ・ 挨拶をしない相手には不審者といっても暴言ではないと考えており、挨拶をしない方がおかしい。
 - ・ 挨拶は人間が生きていく上での基本である。
 - ・ 相手方の自宅を特定するために相手方の自宅周辺を2周したが、相手がどこの人か確認したくなるのが普通である。
 - ・ 相手方については、地元の方に聞いて9割方特定できている。
 - ・ 午前7時過ぎに相手方と自転車に乗った市民以外道路上にいない状況において、相手方に対し聞こえよがしに「挨拶をしないと不審者扱いされる」と街宣したが、付近の住宅街にも向けての街宣であり問題ないと思っている。
- b 市の実施した新駅に関する説明会における妨害行為に関する調査
- ・ 市の運営する説明会において、事実に基づかない発言を繰り返したが、参加者の代弁者のつもりで発言したことであり、不適切だと思っていない。
 - ・ 説明会で市に謝罪を求めたが、その場で市職員が謝罪するよう求めたものである。
 - ・ 村瀬議員は、保留地の抽選の当初から駅が設置されるとの情報が公になっていたと主張したが、昭和55年度から57年度に保留地の抽選が行われたものの、駅設置についてのアンケート調査を行ったのは、土地区画整理が完了した昭和58年度以降であったとの事実があり、保留地の抽選時には駅設置の公的な情報はなかった。
 - ・ 公共事業について、変更が生じることは理解しているが、新駅に関しては局所的であり、変更があれば説明会を行うのが当たり前で、説明責任があると考え。市長が変われば、政策も変わるということは理解できない。
 - ・ 平成4年度及び平成5年度に議会で、名鉄から中ノ池側では駅の設

置が困難であるとの回答を受けたことについての答弁を確認することなく、平成5年に前市長が中ノ池に駅を作ると断言したというあり得ない発言を行った。

- ・ 事業予算が150億円であるとの発言について、平成28年12月20日の全員協議会で、総事業費129億円と報告されており、村瀬議員も出席し、間違いなく聞いていることであるにも関わらず、根拠のない150億円と発言した。

c 政治倫理委員会における誓約書の内容に違反していることに関する調査

- ・ これまで2度にわたり署名した誓約書に違反しないよう日々心がけている。
- ・ 本会議において繰り返している不穏当発言について、不穏当発言はいかんと思っているが、最初から不穏当発言と思ってしたことはなく、不穏当発言を認めないことには進んでいかないため、不穏当発言を認めているのである。
- ・ 本会議において事実でないことを平然と話している点について、事実でないかもしれないことも言っているが、市の職員や周辺からの情報を発表しているつもりである。
- ・ 今後も裏付けのない不穏当発言を繰り返すかということについて、好き好んで裏付けのないようなことを発言しないが、私は記録よりか記憶を重視している。

イ 措置について

次回の委員会でより具体的に協議を行うことを前提に、現段階での考えについて意見交換を行った。措置については、持ち帰りとなり、次回の委員会で措置を協議することとなった。

3 第3回政治倫理委員会

(1) 開催日

平成30年11月19日（月）

(2) 議事の概要

措置について協議した。

4 第4回政治倫理委員会

(1) 開催日

平成30年12月7日（金）

(2) 議事の概要

ア 措置について

(ア) 村瀬進治議員に対する措置について

各委員の表明した意見が一致しなかったため、持ち帰りとなり、次回の委員会で措置を決定することとなった。

a 各委員の表明した措置の内容について

【川崎委員長、蟹江副委員長、田中委員、北川委員、早川委員、
工藤委員、井上委員】

(a) 措置の内容

東海市議会議員政治倫理要綱第9条第1号に規定の「要綱を厳守するための警告書を発し、誓約書をとること。」、同要綱同条第4号の「議会の会議等への出席の自粛することを勧告すること。」及び同要綱同条第6号の「その他政治倫理委員会が必要と認める措置。」として、議場における陳謝の勧告及び市の実施する説明会等への出席の自粛の勧告

【富田委員】

(a) 措置の内容

東海市議会議員政治倫理要綱第9条第1号に規定の「要綱を厳守するための警告書を発し、誓約書をとること。」、同要綱同条第5号の「議員の辞職を勧告すること。」及び同要綱同条第6号の「その他政治倫理委員会が必要と認める措置。」として、議場における陳謝の勧告及び市の実施する説明会等への出席の自粛の勧告

【近藤委員】

(a) 措置の内容

措置なし。

5 第5回政治倫理委員会

(1) 開催日

平成30年12月14日（金）

(2) 議事の概要

ア 措置について

(ア) 村瀬進治議員に対する措置について

a 決定した措置の内容

東海市議会議員政治倫理要綱第9条第6号の「その他政治倫理委員会が必要と認める措置。」として、議場において議長から文書による厳重注意を求めること。

b 各委員の表明した措置の内容及び理由について

【川崎委員長、蟹江副委員長、田中委員、北川委員、富田委員、早川委員、工藤委員、井上委員】

(a) 措置の内容

東海市議会議員政治倫理要綱第9条第1号に規定の「要綱を厳守するための警告書を発し、誓約書をとること。」、同要綱同条第4号の「議会の会議等への出席の自粛することを勧告すること。」及び同要綱同条第6号の「その他政治倫理委員会が必要と認める措置。」として、議場における陳謝の勧告、市の実施する説明会等への出席の自粛の勧告及び議場において議長から文書による厳重注意を求めること。

(b) 委員の表明した措置の理由

＜市民との間で発生したトラブル（暴言等）に関する調査＞

- ・ 早朝の散歩中の挨拶のやりとりの中で感情的になり、相手方を不審者と発言したこと及び相手方からの議長への苦情に対し、自身の政治活動の妨害と本委員会で弁明したことは、事実関係を自身の都合に合わせ解釈している事実が認められた。
- ・ 正副議長が実施した事実確認及び政治倫理委員会における弁明、意見聴取で市民に対する暴言及び相手方の自宅を特定しようとする

る意図での行動を認めており、議員にあるまじき言動を行った事実が明らかとなった。

- ・ 村瀬進治議員による繰返しの暴言等は相手方に恐怖を与える行為であり、村瀬進治議員の弁明を斟酌しても、なお村瀬進治議員の行き過ぎた言動が認められた。
- ・ 弁明及び意見聴取においても相手方への謝罪の意思は全くなく、自己の行為を正当化することに終始しており、反省の色は見られなかった。

<新駅に関する説明会における妨害行為に関する調査>

- ・ 説明会質疑の冒頭において、事実に基づかない内容に依拠し、市に謝罪を求めており、その言動について反省を一切していないことが明らかとなった。
- ・ 説明会における録音記録及び政治倫理委員会における弁明、意見聴取で説明会での一方的な見方による発言や不正確な情報に基づく発言を繰返し、参加者に不安を生ぜしめるとともに、市の運営する説明会の進行に支障をきたした事実が確認された。
- ・ 村瀬進治議員は、意見聴取において説明会での発言が参加者に対し、大きな影響を与えた事実について理解を示しておらず、今後も説明会においては同様の行動をとることが懸念される。

<政治倫理委員会における誓約書の内容に違反していることに関する調査>

- ・ 政治倫理要綱を十分に精読していない反面、誓約書の内容に違反はないと主張し続けている。
- ・ 本年3月に選挙で選ばれているとはいえ、過去に2度誓約した内容に違反することは、市民から選ばれた議員であるという認識が欠如していると考えられる。
- ・ これまで繰返し行われている一般質問における不穏当発言と同様に、市民及び市に対する発言は、その重さに思い至ることなくされた感情の発露であり、議員という社会的立場に鑑みれば、社会通念

上持ち合わせていることが相当である素養が欠如していると考えられる。

【近藤委員】

(a) 措置の内容

東海市議会議員政治倫理要綱第9条第6号の「その他政治倫理委員会が必要と認める措置。」として、議場において議長から文書による嚴重注意を求めること。

(b) 措置の理由

<市民との間で発生したトラブル（暴言等）に関する調査>

- ・ 今回の行為は、一市民としても、まして市民の模範となるべき議員の行為としても許されるべきものではなく、相手方の住居付近を回る行為は付きまといと判断することができ、不適切な行為であると考えられる。

<新駅に関する説明会における妨害行為に関する調査>

- ・ 市民から選ばれた議員の発言や活動を制限することになりかねず、政治倫理委員会で論ずることではない。

<政治倫理委員会における誓約書の内容に違反していることに関する調査>

- ・ これまでに対象となった問題と今回の事案は異なる内容であるが、過去2回の誓約書における市民全体の奉仕者として公正かつ清廉を基本姿勢とし、常に政治倫理意識に徹した議員活動を行うことに抵触していると考えられる。

イ 調査報告書について

(ア) 調査報告書案について

ウ 調査結果の公表について

正副委員長案として、①本会議での委員長による調査結果の報告、②市広報紙への調査結果概要の掲載、③東海市議会ホームページへの調査報告書の5年間の掲載を提示し、正副委員長案のとおり決定された。

第3 おわりに

委員会では、村瀬進治議員に対して、要綱に違反する事実があると認定し、要綱第9条第6号の「その他政治倫理委員会が必要と認める措置。」として、議場において議長から文書による厳重注意を求めることと決定した。

しかしながら、各委員の表明した措置についての意見には、事実に対する認識の乖離が大きいと判断されるため、双方の見解をそれぞれまとめ、委員会のまとめとするものである。

1 川崎委員長、蟹江副委員長、田中委員、北川委員、冨田委員、早川委員、工藤委員、井上委員における委員会のまとめ

この度の本委員会の調査対象事件について調査を進めた結果、市民との間で発生したトラブルは、村瀬進治議員の信条の基づく一方的な言動が引き起こした問題であり、議員という立場で市民を相手に行うことは著しく不適切である行為であったと言わざるを得ない。本委員会の調査を通じて、村瀬進治議員がこの問題に対し、認識するには程遠く、謝罪という可能性すらも考慮しなかった事実は非常に重い。

また、市の運営する説明会における妨害行為についても、事実ではないことを発言し、市に謝罪を要求し、誤った情報により参加者に市に対する不信感を生じさせるような行為はあってはならないことである。まして市民の信託を受けた、市民の模範となるべき議員の立場でそれを行うことは強い非難に値する。

そして過去2回の本委員会の調査を通じて署名した誓約書に再び違反したことは疑いようのない事実であり、誓約内容の一つでもある、「今後の広報活動については、会派広報紙及び街宣活動においても事実のみを市民に広報するとともに、すべての政治活動において市民から疑念を持たれることなく、市民の支持と信頼を培う行動をとること。」という点においても、これまでの本会議及び市の運営する説明会における事実ではない発言から誓約内容が遵守されているとは到底考えられない。議員の立場で行う発言は、それを聞いた市民が事実であると推定するには十分過ぎる根拠となり、それが虚偽も含め事実でなかった場合の影響は計り知れない。それは議員個人の問題ばかりか、市議会としての信頼性の問題をも生じさせることである。

村瀬進治議員に対しては、本委員会の措置に至った経緯及び結果に対し、市議会の一員として真摯に向き合うとともに、今後の自身の言動に伴う責任を重く受け止め、ひとえに反省を重ね、東海市議会の信頼回復に向けて、誓約内容を遵守し、今後、一切、議会基本条例、政治倫理要綱及び誓約書に違反しないことを強く求めるものである。

これまで設置された本委員会すべてにおいて調査対象議員となり、その度に警告書が出され、議場において陳謝していることは重大な問題である。さらには、誓約した内容にことごとく違反する行為が行われていることは、本市議会議員としてのあるべき姿を規定した政治倫理要綱の精神を著しく傷つけ、市民の皆様への東海市議会に対する信頼を根底から損なわせる状況に陥っていると判断される。

2 近藤委員における委員会のまとめ

この度の本委員会の調査対象事件について調査を進めた結果、市民との間で発生したトラブルは、一市民としても、まして市民の模範となるべき議員の行為としても許されるべきものではなく、村瀬進治議員に対して、議長から厳重注意・指導するべき性質の問題と考える。

また、市の運営する説明会における妨害行為については、市民から選ばれた議員の発言や活動を制限することになりかねず、政治倫理委員会で論ずることではないと考える。

さらには、過去2回の本委員会の調査を通じて署名した誓約書に再び違反した事実については、これまでに対象となった問題と今回の事案は異なる内容であるが、過去2回の誓約書における市民全体の奉仕者として公正かつ清廉を基本姿勢とし、常に政治倫理意識に徹した議員活動を行うことに抵触していると考えられる。

今後、村瀬進治議員においては、議員は市民から選ばれた者として、常に全市民を尊重した発言及び行動をとり、議員活動を行うことを期待するものである。

本委員会としては、この問題意識を市議会全体で共有し、議員それぞれが「市政に対する市民の信託にこたえるため、市民全体の奉仕者として公正かつ清廉を基本姿勢とし、常に政治倫理意識に徹した議員活動を行うことを目的」として定められた本要綱の精神を改めて認識するとともに、市民の皆様から信頼される市議会となるよう政治活動を行っていくことを、ここに表明し、結びの言葉とする。

平成30年10月11日

東海市議会議長

早川直久様

請求者 東海市議会議員 田中雅章
同 川崎一
同 石丸喜久雄
同 蟹江孝信
同 富田博巳

東海市議会議員政治倫理委員会の設置の請求について

村瀬進治議員の下記の事件について、調査するため、東海市議会議員政治倫理要綱第6条第1号の規定に基づき、東海市議会議員政治倫理委員会の設置を請求する。

記

1 調査対象事件

(1) 市民との間で発生したトラブル（暴言等）に関する調査

平成30年8月22日に市民の方から苦情のあった件について、当該議員が市民の方に対して行った暴言等は事実確認においても当該議員、相手方の認識している事実に齟齬はなく、事実であることが明らかになっている。

今回明らかになった行為は、市民全体の奉仕者として常に信頼される行動をとり、公平かつ清廉な政治活動を通じて市民の支持と信頼を培うことを規定する東海市議会議員政治倫理要綱第2条第2号及び第4号に規定する遵守事項に反するものである。

(2) 市の実施した新駅に関する説明会における妨害行為に関する調査

平成30年8月24日に中ノ池集会所にて行われた新駅周辺整備等に関する説明会において、当該議員が市の説明者に対し、根拠のない事実に基づき謝罪を求め、さらには事実ではない発言を繰り返し行い、説明会の運営に支障をきたすに至った。

今回の市民に向けた説明会における説明会運営を妨害するような行為は、市民全体の奉仕者として常に信頼される行動をとり、公平かつ清廉な政治活動を通じて市民の支持と信頼を培うことを規定する東海市議会議員政治倫理要綱第2条第2号及び第4号に規定する遵守事項に反するものである。

(3) 政治倫理委員会における誓約書の内容に違反していることに関する調査

これまでの本会議において事実と異なる発言を行い、不穏当発言により謝罪を繰り返していることは、他の議員をはじめ市政に対する不信感を市民に植えつける行為である。これは、平成27年度設置の東海市議会議員政治倫理委員会より発せられた警告書に基づき誓約した、「事実のみを市民に広報するとともに、すべての政治活動において市民から疑念を持たれることなく、市民の支持と信頼を培う行動をとること」に反する行為である。さらには、今回、調査対象となっている市民に対する暴言等及び市の実施する説明会運営に対する妨害行為は、当該議員が誓約した、「政策実現のために、市及び外郭団体に対して強要と疑われるような不適切な言動を行わないこと及び市政に対する市民の信託にこたえるため、市民全体の奉仕者として公正かつ清廉を基本姿勢とし、常に高い政治倫理意識に徹した議員活動を行うこと」に大きく反する行為であり、誓約書の内容が遵守されているとは到底考えられない。

東海市議会議員政治倫理要綱に違反した議員が、三度にわたり同要綱に違反し、政治倫理委員会の警告書に基づき誓約した内容に違反することは非常に深刻な事態である。

これは市民全体の奉仕者として常に信頼される行動をとり、公平かつ清廉な政治活動を通じて市民の支持と信頼を培うことを規定する東海市議会議員政治倫理要綱第2条第2号及び第4号の遵守事項に反するものである。

以上の点について、道義的な疑義を生じさせるものであることから、東海市議会議員政治倫理要綱第2条第5号に基づき、村瀬進治議員は誠実に疑惑を解明し、その責任を明らかにする必要があると考える。

よって、調査するための東海市議会議員政治倫理委員会の設置を請求する。